

令和３年度 第２回子ども・子育て会議 次第

１．日時 令和３年１１月２６日（金）午後６時から

２．場所 熊取ふれあいセンター４階 研修室

３．案件

①（仮称）子ども基本条例に係る答申（案）について

②その他

令和3年11月26日（金）

令和3年度第2回子ども・子育て会議 資料①

（仮称）熊取町子ども基本条例について（答申）（案）

（案）

3熊子第 号

令和3年11月 日

熊取町長 あて

熊取町子ども・子育て会議

会長名

（仮称）熊取町子ども基本条例について（答申）

令和2年1月31日に熊取町長からの諮問を受けた（仮称）熊取町子ども基本条例につきまして、当会議及び条例検討部会において、条例に定めるべき基本的な内容についての議論を重ね、別添のとおり取りまとめましたので、答申します。

今後、条例を制定するに際して、本答申の趣旨を尊重されるよう要望するとともに、子どもが健やかに育つことができる熊取町となることを願います。

(案)

(仮称) 熊取町子ども基本条例制定に係る答申

令和3年11月

熊取町子ども・子育て会議

【取組経過】

熊取町では、子どもたちが、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな希望をもって成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの権利が守られるまちの実現を目指して、「(仮称) 子ども基本条例」の制定に取り組んでいます。

その検討にあたって、令和2年1月31日に、熊取町長から「熊取町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」といいます。）」に対して、条例に定めるべき基本的な内容についての諮問が行われました。

「子ども・子育て会議」では、この諮問を受け、様々な立場の方々による協働という考え方、また、条例づくりのプロセスを大切にし、実効性のある条例となるよう、「子ども・子育て会議」及びその検討組織としての「条例検討部会」の開催を通じて、話し合いを重ねてきました。

その過程では、町内の小学生や中学生へのアンケート調査を通じて、また、学生のオブザーバーから意見を聞くなど、多くの子どもの思いをお伺いしました。そして、その思いを盛り込み、熊取町にふさわしい条例にするための内容の検討に努め、本答申をまとめました。

年月日	取組概要
平成 29 年 7 月 3 日	平成 29 年度第 1 回子ども・子育て会議開催 ・ 条例の内容について
平成 30 年 6 月 22 日	平成 30 年度第 1 回子ども・子育て会議開催 ・ 条例の策定期等について
令和元年 8 月 16 日	令和元年度第 1 回子ども・子育て会議開催 ・ 条例の策定スケジュール等について
令和元年 9 月 30 日	令和元年度第 2 回子ども・子育て会議開催 ・ 条例の制定の進め方について
令和元年 11 月 22 日	令和元年度第 3 回子ども・子育て会議開催 ・ 条例策定の進捗状況について
令和 2 年 1 月 31 日	令和元年度第 5 回子ども・子育て会議 ・ (仮称) 子ども基本条例についての熊取町長からの諮問 「(仮称) 熊取町子ども基本条例に定めるべき基本的な内容」
令和 2 年 8 月 18 日	令和 2 年度第 1 回子ども・子育て会議 ・ 条例制定の検討体制及び進め方について
令和 2 年 10 月～12 月	町立中学校の生徒へのアンケート調査の実施
令和 3 年 2 月 9 日	第 1 回条例検討部会開催 ※子ども・子育て会議の部会 ・ 中学生へのアンケート結果及び他団体の状況等について
令和 3 年 3 月 11 日	庁内検討組織立上会議開催 ・ 庁内での検討を進めるための検討会議の設置
令和 3 年 5 月 18 日	第 1 回庁内検討会議開催 ・ これまでの検討経過及び条例骨子素案について
令和 3 年 6 月 10 日	第 2 回条例検討部会開催 ・ 条例骨子素案について
令和 3 年 6 月～7 月	町立小学校の児童へのアンケート調査の実施
令和 3 年 7 月 26 日	第 2 回庁内検討会議開催 ・ 第 2 回条例検討部会の報告及び条例骨子素案について
令和 3 年 7 月 30 日	第 3 回条例検討部会開催 ・ 小学生へのアンケート結果及び条例骨子素案について
令和 3 年 8 月 17 日	令和 3 年度第 1 回子ども・子育て会議※書面開催 ・ (仮称) 子ども基本条例の検討状況について
令和 3 年 10 月 7 日	第 3 回庁内検討会議開催 ・ 第 3 回条例検討部会の報告及び条例骨子案について
令和 3 年 10 月 21 日	第 4 回条例検討部会開催 ・ 条例骨子案及び条例前文案について
令和 3 年 11 月 19 日	第 4 回庁内検討会議開催 ・ (仮称) 熊取町子ども基本条例についての答申案等について
令和 3 年 11 月 26 日	令和 3 年度第 2 回子ども・子育て会議 ・ (仮称) 熊取町子ども基本条例についての答申案について
令和 3 年 11 月	(仮称) 熊取町子ども基本条例についての熊取町長への答申

【条例に定めるべき基本的な内容】

1. 条例の名称について

条例の名称については、本条例が、子どもの権利が普遍的に守られ、子どもを取り巻く様々な立場の人が、子どもの権利を守り、子どもの育ちを支えるための役割や責務を定めることを目的とするものであるため、「子どもの権利に関する条例」とすることを提言します。

2. 条例制定の背景について(前文部分)

条例制定の背景について、次の内容を表現されたい。

○子ども及び大人のあるべき姿

子どもは生まれながらにして、一人の人間としての権利が尊重されるかけがえない存在であり、その育ちは人々の共通の願いであること。そして、自分の思いや望みを表現し、自分と同様に他者を大切にし、周りの様々な者との関わりを通して、無限の可能性をもちながら成長していく存在であること。

大人は、子どもがのびのびと生きていけるよう、地域社会全体で子どもを見守り、その子どもに応じた関わりで支えていく役割を担う存在であること。

○熊取町の子育て支援

熊取町では、「第2期熊取町子ども・子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、町民をはじめとする人々との協働を大切にし、お互いの顔が見える距離で、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいること。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしていきたいこと。

○子どもの思いの反映

小学生及び中学生への子どもの権利に関するアンケートの実施、「子ども・子育て会議」の「条例検討部会」への学生オブザーバーの参画など、子どもたちから多くの貴重な思いを聞き、その気持ちを受け止め、子どもの最善の利益をみんなで考えながら、この条例づくりを進めたこと。

○条例の制定

熊取町は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人ひとりの権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長できるまちの実現を決意し、この条例を制定すること。

3. 条例制定の目的、対象

条例制定の目的、対象について、以下の内容を定められたい。

(1) 条例の目的

子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている中で、条例制定の目的として、以下のことを定めること。

- ・子どもの権利
- ・地域社会や行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割

(2) 対象

本条例において、様々な立場の者に、必要な役割や責務を課すこととしており、その各対象の意義を次のとおり定めること。

- ・「子ども」とは、18歳未満の者、並びに18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者であること。
- ・「町民」とは、熊取町に居住、通勤、通学をする者、及び町内で事業または地域活動を行う者であること。
- ・「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人、その他子どもを現に監護する者であること。
- ・「子ども施設」とは、学校教育法、児童福祉法、社会教育法に規定する施設、その他子ども子育て支援に関する施設等であること。

4. 子どもの権利

子どもの権利の内容について、以下のとおり定められたい。

- (1) 子どもは生まれながらに、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく、子どもの権利条約に基づく権利が保障されていること。
- (2) 子どもは、自身の権利が大切にされるのと同様に、他者の権利を大切にする

必要があること。

(3) 子どもの権利で代表的なものは次のとおりであること。

○生きる権利

- ・命が守られ、尊重されること。
- ・愛情をもって心身ともに健やかに育てられること。

○育つ権利

- ・学び、遊び、休息できること。
- ・安心できる居場所があること。
- ・必要な支援や助言を受けられること。

○守られる権利

- ・虐待やいじめなどの権利侵害から守られること。
- ・プライバシーが守られること。

○参加する権利

- ・自分の意見や考えを自由に表明できること。
- ・仲間をつくり、集まり、活動できること。

5. 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話

子どもの権利を守り、多様な育ちを支えていくために、「子どもの最善の利益」、「子どもと親の育ち」、「住民協働」といった視点で、子どもにとって何が大切で、何が必要かを意識することが大切です。そのために、子どもと子どもを取り巻く様々な立場の者は、対話に努めることが大切であり、そのことを規定されたい。

6. 子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務

子どもの権利を守り、多様な育ちを支えていくために、子どものまわりの様々な立場の者が適切な役割と責務を果たすことが大切であり、その内容について、以下のとおり定められたい。

(1) 町民をはじめとする様々な立場の者は、子どもが安全・安心に暮らし、成長できる環境づくりのため、次の役割を果たすよう努めること。

- ・互いに協力し、一人ひとりの子どもに応じた関わりをもつこと。
- ・保護者が、保護者としての子どもへの関わりと社会の一員としての役割を、両立できるように協力すること。

- ・子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、思いや悩みを受け止め、相談できる環境をつくること。
 - ・子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどの権利侵害が疑われるときは相談につなげること。
- (2) 保護者は、子どもが安全で安心して生活できるように責任をもつ立場にある一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に、子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識のもとに、次のことを行わなければならないこと。
- ・子どもに愛情をもって向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促すこと。
 - ・子どもが必要な教育を受けられるようにすること。
 - ・子どもに基本的な生活習慣が身につくように行動すること。
- (3) 子ども施設は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たすため、次のとおり子どもの育ちを支えなければならないこと。
- ・子どもが、他者との関わりなどを通じて、必要な社会性や自ら学び考える力などが身につくように関わること。
 - ・子どもがその子どもに応じた学びや成長ができるように関わること。
 - ・子どもに関する課題に早期に気付くように努め、気付いた場合は必要な支援を行うこと。

7. 熊取町の責務

行政として子どもの育ちを支えるための責務を次のとおり定められたい。

(1) 相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行

- ・子どもや子どものまわりの様々な立場の者が、それぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応できるように相談支援体制を確保し、これを維持すること。
- ・「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を実行すること。

(2) 虐待やいじめなどの権利侵害への対応

- ・誰でも相談できる窓口を確保し、これを維持すること。
- ・関係機関と連携し、予防及び早期発見に取り組むこと。
- ・権利侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの

心身の回復に取り組むこと。

(3) 情報の取り扱い

あらゆる相談等の情報を適切に管理、運用すること。

8. 広報及び啓発

この条例の周知啓発及び効果的な運用のために、以下の内容を定められたい。

- (1) 熊取町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報及び啓発をすること。
- (2) 子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、子どもの権利条約が国連総会で採択された 11 月 20 日を熊取町子どもの権利の日とし、その周知啓発に努めること。

令和3年11月26日（金）

令和3年度第2回子ども・子育て会議 資料②

（仮称）熊取町子どもの権利に関する条例 前文（案）

（仮称）熊取町子どもの権利に関する条例 前文（案）

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在であり、その育ちは人々の共通の願いです。

そして、自分の思いや望みを表現し、自分と同様に他者を大切にし、周りの様々な者との関わりを通して、無限の可能性をもちながら成長していきます。

一方で大人は、子どもがのびのびと生きていくことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、その子どもに応じた関わりで支えていく役割を担います。

熊取町では、町民をはじめとする人々との協働を大切にし、お互いの顔が見える距離で、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいます。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGsの目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます。

これらを踏まえ、子どもたちから多くの貴重な思いを聞き、その気持ちを受け止め、子どもの最善の利益をみんなで考えながら、この条例づくりに取り組みました。

そして、熊取町は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人ひとりの権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長できるまちの実現を決意し、この条例を制定します。

（仮称）熊取町子どもの権利に関する条例 骨子（案）

1. 条例制定の目的、対象

①目的

子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められています。

このような状況の中で、子どもの権利及び、地域社会や行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を、本条例で定めます。

②対象

この条例における各対象の意義は次のとおりです。

○「子ども」

18歳未満の者、並びに18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者です。

○「町民」

熊取町に居住、通勤、通学をする者、及び町内で事業または地域活動を行う者です。

○「保護者」

親権を行う者、未成年後見人、その他子どもを現に監護する者です。

○「子ども施設」

学校教育法、児童福祉法、社会教育法に規定する施設、その他子ども子育て支援に関する施設等です。

2. 子どもの権利

子どもは生まれながらに、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく、子どもの権利条約に基づく権利が保障されています。

そして、子どもは自身の権利が大切にされます。また同様に、他者の権利を大切にする必要があります。

そのうえで、代表的な4つの子どもの権利を、次のとおり規定します。

○生きる権利

- ・命が守られ、尊重されます。
- ・愛情をもって心身ともに健やかに育てられます。

○育つ権利

- ・学び、遊び、休息できます。
- ・安心できる居場所があります。
- ・必要な支援や助言を受けられます。

○守られる権利

- ・虐待やいじめなどの権利侵害から守られます。
- ・プライバシーが守られます。

○参加する権利

- ・自分の意見や考えを自由に表明できます。
- ・仲間をつくり、集まり、活動できます。

3. 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話

- ・子どもと子どもを取り巻く様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支えます。

4. 子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務

①町民をはじめとする様々な立場の者の役割

町民をはじめとする様々な立場の者は、子どもが安全・安心に暮らし、成長できる環境づくりのため、次の役割を果たすよう努めます。

- ・互いに協力し、一人ひとりの子どもに応じた関わりをもちます。
- ・保護者が、保護者としての子どもへの関わりと社会の一員としての役割を、両立できるよう協力します。
- ・子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、思いや悩みを受け止め、相談できる環境をつくります。
- ・子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどの権利侵害が疑われるときは相談につなげます。

②保護者の責務

保護者は、子どもが安全で安心して生活できるように責任をもつ立場にある一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に、子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識のもとに、次のことを行います。

- ・子どもに愛情をもって向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促します。
- ・子どもが必要な教育を受けられるようにします。
- ・子どもに基本的な生活習慣が身につくよう行動します。

③子ども施設の責務

子ども施設は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たすため、次のとおり子どもの育ちを支えます。

- ・子どもが他者との関わりなどを通じて、必要な社会性や自ら学び考える力などが身につくよう関わります。
- ・子どもがその子どもに応じた学びや成長ができるよう関わります。
- ・子どもに関する課題に早期に気付くように努め、気付いた場合は必要な支援を行います。

5. 熊取町の責務

①相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行

- ・子どもや子どものまわりの様々な立場の者が、それぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応できるように相談支援体制を確保し、これを維持します。
- ・「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を実行します。

②虐待やいじめなどの権利侵害への対応

- ・誰でも相談できる窓口を確保し、これを維持します。
- ・関係機関と連携し、予防及び早期発見に取り組みます。
- ・権利侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組みます。

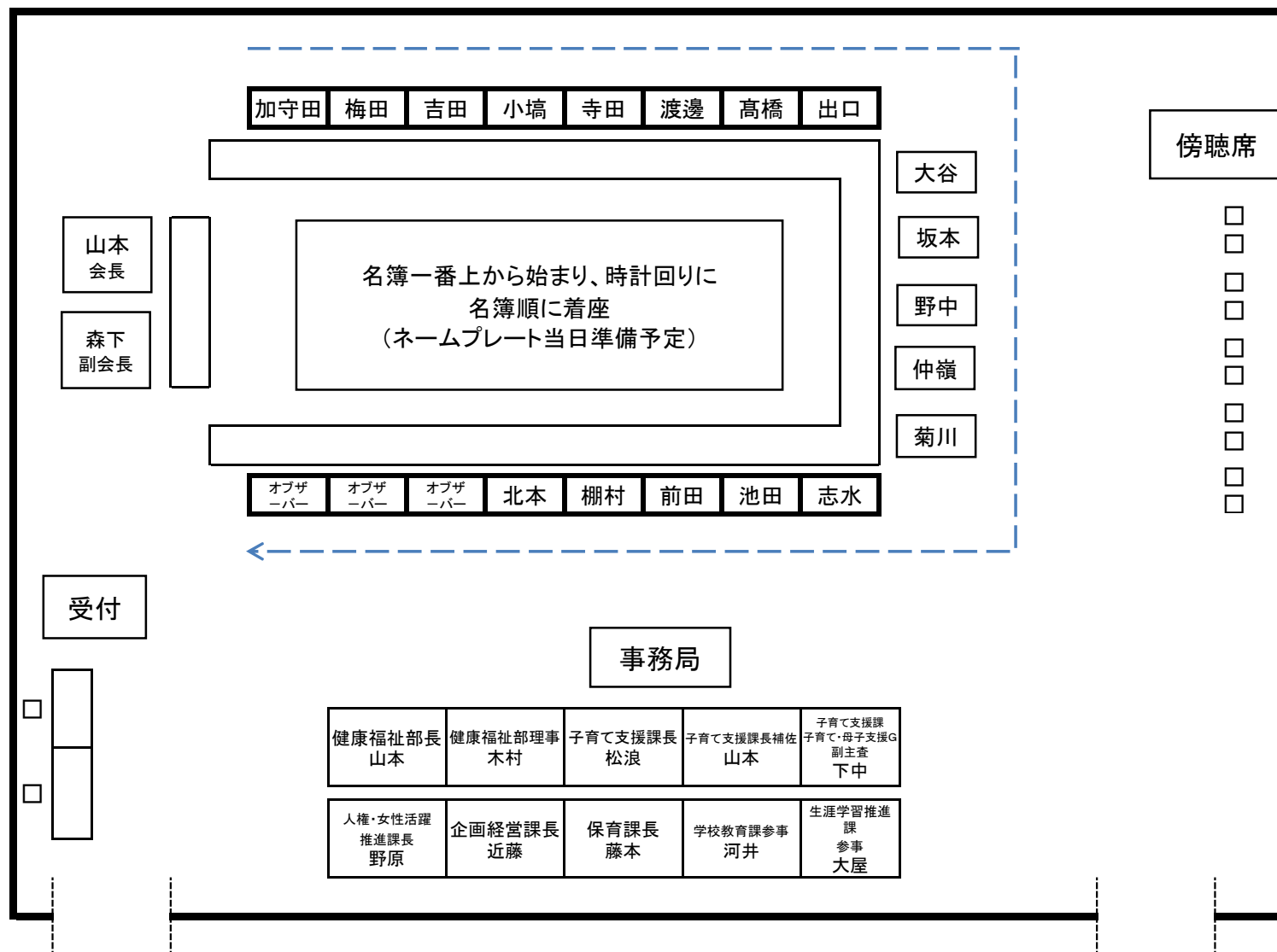
③情報の取り扱い

- ・あらゆる相談等の情報を適切に管理、運用します。

6. 広報及び啓発

- ・熊取町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報、啓発をします。
- ・子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、子どもの権利条約が国連総会で採択された11月20日を熊取町子どもの権利の日とします。

令和3年度第2回子ども・子育て会議配置図(熊取ふれあいセンター4階 研修室)R3.11.26開催



子ども・子育て会議委員名簿

令和3年10月1日現在

	所 属 等	氏 名	備考
住民代表 (1号委員)	自治会連合会 会長	坂口 正文	
	熊取中学校PTA副会長	村上 めぐみ	
	東小学校PTA副会長	加守田 沙緒里	
	熊取町青少年指導員連絡協議会 会長	梅田 康雄	
	就学前保護者代表	吉田 真琴	
	就学前保護者代表	小堀 愛美	
保育・教育・福祉関係者 (2号委員)	熊取町校長会 代表	寺田 暁司	
	町立保育所 代表	渡邊 みどり	
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳	
	NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 理事長	出口 儉二	
	特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりロンド 理事長	大谷 悟	
	NPO法人 ホームビジット・とんとん 理事長	坂本 百合	
	熊取文庫連絡協議会 代表	森崎 シヅ子	
	アトム共同保育園 園長	野中 泉	
	つばさ共同保育園 園長	仲嶺 真弓	
	さくらこども園 園長	菊川 良夫	
	すみれ保育園 園長	志水 弘美	
	フレンド幼稚園 園長	池田 憲治	
	熊取みどり幼稚園 園長	池浦 国男	
	熊取町社会福祉協議会 会長	前田 美穂子	
	熊取町民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	棚村 千鶴	
	熊取町スポーツ少年団 本部長	北本 雅朗	
学識経験者 (3号委員)	和歌山大学 名誉教授	山本 健慈	会長
	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 准教授	森下 順子	副会長

その他

(仮称) 熊取町子ども基本条例 条例検討部会オブザーバー	3名	
------------------------------	----	--

(仮称)熊取町子ども基本条例 条例検討部会員名簿

P T A副会長	令和3年5月24日まで 長谷目 由美子 令和3年5月25日まで 村上 めぐみ
就学前保護者代表	吉田 真琴
熊取町校長会 代表	令和3年4月15日まで 坂本 礼子 令和3年4月16日から 寺田 暁司
町立保育所 代表	渡邊 みどり
NPO法人 ホームビジット・とんとん 理事長	坂本 百合
アトム共同保育園 園長	野中 泉
熊取町民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	棚村 千鶴
和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 准教授	森下 順子
オブザーバー	3名

○子ども・子育て会議規則

平成25年9月30日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例（平成25年条例第1号）第2条の規定に基づき、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民代表
- (2) 保育・教育・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、議事その他の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 特別な事項を調査審議するため、会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」となるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会長は、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(次世代育成支援対策協議会規則の廃止)

- 2 次世代育成支援対策協議会規則（平成25年規則第20号）は、廃止する。